

48 明治十四年政変前後の静岡県

～国会開設運動の高揚と舌禍事件～

1 演説結社の出現と国会開設運動

不平士族の明治新政府への武力反乱は、1877（明治10）年の西南戦争で終わった。翌1878年、とさの立志社の流れを引く愛国社が再興されると、各地の豪農商・有志による結社の参加で自由民権運動は幅広く拡大した。県下で演説・討論等を通じ情報交換や啓蒙的学習を行う結社が最初に結成されたのは、1879年1月に、官吏、士族知識人、豪農商が参加し、「駿遠豆三州同一」を

掲げた磯部物外、平山陳平らの演説結社の参同社である。翌月の県会議事堂（現静岡市葵区追手町）での演説会には650余人の聴衆が参加し、大迫県令も傍聴した。3月には府県会規則による県会議員選挙が実施され、5月の第1回県会で物外は議長に選出されている。1880年3月17日、大阪の愛国社第4回大会では各地の結社は士族主導を批判し国会期成同盟が生まれ、2府22県の連名で国会開設請願書を政府に提出した。こうした動きに触発され、県下では3月22日に扶桑社の呼びかけで、参同社など主な結社の有志40人余が蓬萊亭（現静岡市葵区両替町）に集結し、国会開設請願に向け署名活動を行うことを決議した。4月に公布された集会条例の影響で、署名獲得は徐々に進められた。12月5日に18人の有志が相談、浄書し、〈史料1〉の建白書を元老院に提出することを決めた。「国民こそが国家の大本」であること、「政府は民心に従った憲法を作成して国会を開き民意を国政に反映させること」、それこそが「国権を確立する道」であることを明確に主張している。総代は8人、賛同者15,735人で、その内訳をみると伊豆の賛同者が特に多い。

〔史料1〕国会開設建白書 明13・12・27
「第七号 明治十四年一月六日郵達」
静岡県下伊豆、駿河、遠江三州有志者、巷万五千七百三十五人ノ委員総代磯部物外等、誠惶誠恐頓首再拜謹テ書ヲ元老院議長閣下ニ呈ス。物外等之ヲ聞ク、人民ハ天下ノ大本ニシテ政府ノ事ハ即チ人民ノ事、政府ノ力ハ即チ人民ノ力、政府ノ財ハ即チ人民ノ財。故ニ政府タルモノハ民心ノ向フ所ニ從ヒ国家ノ憲法ヲ改定シ、人民ヲシテ国家ノ政權ニ参与セシメザル可カラザルナリト。夫レ然リ。而シテ国家ノ憲法ヲ改定セント欲セバ、必ラズ先ツ国会ヲ興起セザル可カラザルナリ。是レ物外等ガ区々ノ私言私願ニアラザルナリ。即チ天地ノ公道ニシテ開明諸國ノ通義ナリ。〔中略〕我國權ヲ拡張シ我國力ヲ充実スルノ道唯國憲ヲ改定シテ国会ヲ興起スルニ在ル耳。
〔後略〕

〔静岡県史〕資料編17近現代二 158頁

〈史料1〉の国会開設建白書の同志者内訳
豆州10,000人 駿東郡500人 富士郡1,633人
庵原郡1,600人 榛原郡500人
志太・益津1,500人 静岡2人

2 官有物払下げ事件に高まる国会開設要求

政府は民権運動を危険視し、集会条例により集会・結社を許可制にして官憲の臨席・解散権を認めるなど民権派集会への抑圧を強化していた。しかし1881（明治14）年7月、「北海道開拓使官有物払下げ事件」が報道されると、世論の政府批判は沸騰した。廃止予定の開拓使では、倉庫や工場、船舶など1,400万円余の官有物を、長官黒田清隆と同じ薩摩出身の政商五代友厚らに、わずか38万円、無利息30か年賦で払い下げようとしたからである。福沢諭吉門下の交詢社系社員の要請に応じ、県内でも署名活動が急ぎ再開された。〈史料2〉は1881年10月13日付けで作成された建白書である。払い下げを「不条理・不公平」と感じた県民の声を率直に代弁し、憲法制定・国会早期開設の好機会と捉えている。遠江選出の県議員も加わり、総代たちは追加を含め

署名19,089人を代表し上京、元老院へ提出しようとした。しかしその直前の11日に東京で明治十四年の政変が起きていた。政府は国会即時開設論者の参議大隈重信やそれに同調する官吏を罷免・追放、払い下げの即時中止を決定して翌12日に10年後の国会開設を約束する勅諭を出し、事態の鎮静化を図ったのである。

3 明治十四年政変下で進む県下民権運動の弾圧

明治政府が混乱・分裂の危機にあったなかで、静岡警察署の監獄には、創刊直後の『東海暁鐘新報』の社主前島豊太郎が拘留されていた。彼は、県下最初の代言人となり演説結社の静陵社を結成し、県会議員をすぐに辞職し攪眠社を設立した。また、東京から土居光華や荒川高俊ら民権派論客を社長や客員に迎え、民権左派として積極的な言論活動を展開していた。前島は、10月8日静岡の小川座で、官憲臨席のもと「事物変遷論」と題する演説を行ったが、その直後に拘留された。検事は、“反対者を倒し天下を篡奪した点では、天皇家も土豪から大名となる蜂須賀小六も第一等の大賊である点は同じである”、“いつまでも天子の支配が続くわけではない”、などの内容を彼が演説したとして、「大不敬の言動容疑に当たる重大事件」とみなした。しかし、1880（明治13）年に公布した新刑法の不敬罪は、施行前なので適用できなかった。政変後就任した大木喬任司法卿は、前年同様な論旨の社説を処罰した讒謗律第2条の、「天子に誹謗中傷した者を罰する条項」を前島の演説に適用することを、三条実美太政大臣に上申した。処分は、各参議の承認を得るなど政府首脳レベルで決定され、12月、禁獄3年罰金900円の量刑の上限に近い処分が科された。一方前島拘留の8日後、客員の荒川高俊が、演説で「勅諭にそむき早期国会開設を主張した」として拘引されていた。荒川は翌年1月、同じ罪状で禁獄3年罰金200円の重刑を科された。政変後の緊迫した状態のなかで、政府は主権在民や国会早期開設論者を沈黙させるために彼らを重く処分したともいえる。

このように、天皇制の維持を疑問視するような言動を「不敬」として沈黙させていく時代がすでに始まっていた。伊藤博文ら政府首脳は、国会開設の確約というアメと民権論者の弾圧というムチにより、国会開設運動の高まりを沈静化させ、以後10年間をかけて天皇を絶対君主とした立憲国家体制の構築にまい進した。明治十四年政変はその大きな転換点であった。

県下では、国会開設の勅諭後の12月、大隈重信を党首とする立憲改進黨の誕生より約3か月早く、静岡県立憲改進黨が結成された。一方、板垣退助を党首とする自由党の県支部である岳南自由党の結成は、この舌禍事件の影響もあり、翌年1月になってからであった。

〈参考文献〉

静岡県民権百年実行委員会『静岡県自由民権史料集』（三一書房）

原口清『自由民権・静岡事件』（三一書房）

前島顕『草奔の民権家前島豊太郎伝』（三一書房）

〔史料2〕国会開設ノ建言 明14・10・13
 （前略）願ミルニ、昨十三年ニ於テ各地方ノ有志者カ上書ニ建白ニ国会ノ開設ヲ熱望スルニ際シ、我静岡県民モ亦一片ノ建白書ヲ呈シ、以テ窃カニ願意ノ徹底ヲ祈リシカ、未タ其志ヲ達スル能ハス。然ルニ十三年十一月四八号ノ布告ヲ發シ、河港道路堤防橋梁費及ヒ監獄諸費県庁舎建築修繕費等悉皆之ヲ民力ニ放任シ、地方稅額ニ至大ノ負担ヲ加ヘ、人民一般ヲシテ直接ニ非常ノ痛痒ヲ感セシメタリ。就中堤防費ノ如キ年々消費スル所断シテ僅少ノ額ニアラス。況ヤ一朝水勢ノ暴溢ニ際シ其費額ノ夥多ナル到底民力ノ堪フル所ニアラサルニ於テオヤ。斯ノ如キ堪フルヘカラサルノ義務ヲ負担ス、必スヤ是ニ対スル参政ノ權利ナカルヘカラサルヲ覺知ス。又北海道開拓使官有物払下ケノ事一タヒ世上ニ発露セシヨリ、人民ノ之ヲ痛撃スルヤ、朝ヲ崇スシテ雨フルカ如ク、西ト東トヲ問ハス満天下人心ノ傾向スル所、蓋シ驚ク可キノ形勢ナリ。抑モ払下ケ事件ノ不条理不公平タルヤ、業已ニ輿論ノ公認スル所ナリト雖トモ、人民ハ此ノ如キ事件ニ向テ一言ノ容喙ヲ得サルヲ悲シムナリ。是レ物外等カ建白ノ已ム能ハサル所ニシテ、国会開設ノ時機已ニ目下ニ迫レルヲ信スルナリ。伏シテ希クハ政府輿論ノ希望ニ副ヒ速ニ憲法ヲ制定シ国会ヲ開設セラレンコトヲ。物外等誠恐誠惶昧死再拜。（以下連名略）
 （静岡県史）資料編17近現代二 164頁